



伊勢物語旧注論序説：一条兼良と宗祇と

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 賜鶴子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011100

伊勢物語旧注論序説

——一条兼良と宗祇と——

三八

青木 賜鶴子

伊勢物語旧注とは、一条兼良の「伊勢物語愚見抄」にはじまる室町時代中・後期から江戸時代初期にかけての伊勢物語注釈を一括した呼称である。この呼称は、大津有一博士が『伊勢物語古註釈の研究』（昭和二十九年、石川国文学会刊。昭和六一年増訂再版、八木書店刊）において、伊勢物語注釈史の時代区分を、髓脳古註の時代（鎌倉時代、旧註の時代（室町時代）、新註の時代（江戸時代）と区分されたことに始まり、以後の研究もこれに従っている。

しかし、注釈の特色とその性格を具体的に把握する時、兼良と、それに続いて出た宗祇や三条西家流の注釈とを同質のものとして扱うのは適切でない。宗祇・三条西家流を中心とするこの時代の伊勢物語注釈には、拙稿「室町後期伊勢物語注釈の方法——宗祇・三条西家流を中心に——」（『中古文学』第三四号、昭和五九年十月）において述べたように、儒教的倫理観に基づいた好色否定や教訓性などという顕著な特色があるのだが、それは同時に、その根本にある伊勢

物語観と、そのあらわれとしての注釈姿勢に深く関わっているのである。ところが、兼良の「愚見抄」には、そのような特色がまったく見られないばかりか、注釈そのものが目指す方向が、大きく異なっているようである。本稿では、このような一条兼良と宗祇による注釈方法の相違に着目しながら、それぞれの性格を明らかにし、伊勢物語旧注論の序説としたい。

一

そもそも、一条兼良の「伊勢物語愚見抄」以降の注釈を旧注と呼ぶのは、これら室町中・後期の注釈が鎌倉時代の古注を徹底的に批判する姿勢で注釈されているからである。兼良は、「伊勢物語愚見抄」の序文で、次のように述べている。

(注1) 伊勢物語の末書に知顕集といふは、大納言経信卿の筆作といひつたへたり。其にはあらで、又、十巻の抄世間に流布せり。誰

人のしわざともしらず。相伝の家訓には、随分の奥義とのみ思へり。ひそかに是を披見するに、来歴ども引のせたる和漢の書典、一としてまことある事なし。昔物語の本意をうしなふのみならず、詞花言葉のたよりにもなりがたし。末学のともがらゆめく信用すべからず。邪路におもむかん事うたがふべからず。(略)業平の中將のかよひ侍る女は、をのづから物語の中に其名をあらはし侍るは申に不及。又、代々の撰集などの中に、其歌につきて、まゝ作者のをせ侍る事あり。然を近古の末積に、一々に其名をあらはし侍る、いとおぼつかなき事なるべし。たとひその世にむまれあひたりとも、かゝるみそかわざをば、あまねく人しるべからず。いはむや数百年の後に出て、数百年のさきををしはかりいふべき事は、たとひ名哲の口伝たりといふとも、信用にたらぬ事なるべし。

「和歌知頭集」「十巻の抄」などを真つ向から非難し、これら鎌倉時代の古注一般に広く見られる、登場人物の一人一人に実在の人物名をあてて注釈する方法について、たとえ「名哲の口伝」であろうと、全く信用できないのだと鋭く攻撃するのである。「十巻の抄」とは、「冷泉家流伊勢物語抄」などの冷泉家流注釈のことであろうと推測されるが、兼良自身が「相伝」した「家訓」において、「随分の奥義」とされているほど、その当時においても重要視されていた

たであろうものを、これほどまで否定し、新たな注釈を確立しようというのである。

しかし、兼良のこの姿勢は、実際の注釈においては、必ずしも徹底していないことを片桐洋一先生が指摘されている。すなわち、四十二段の「昔、男、色好みと知る知る女をあひいへりけり」の「女」や、六十段の「官仕へいそがしく心もまめならざりけるほどの家刀自、まめに思はむといふ人につきて人の国へ行きけり」の「家刀自」を小野小町として、六十五段の女主人公を古今集に従って「此女は典侍藤原直子といふ人なり。染殿後の御いとこなりけり」としていることなどを例に、この強引付合は、古注の否定に似て否定にいたらぬ愚見抄の態度を表わす代表例と言ふべきであろうと述べておられるのである(『伊勢物語の研究「研究篇」』六一九～六三〇頁)。

古注否定の姿勢を示しながらも、人名をあらわして注釈する場合があるという点では、宗祇の注釈においても兼良と同様である。しかし、そのあて方の基準とされているものを探ってみると、兼良と宗祇とでは、大きな相違があると私には思われるのである。

そこで、まず、「伊勢物語」本文には明示されていない人物名をあらわして注釈している場合について、片桐先生が指摘された箇所をも含めて、表にしてみよう。

六〇	家とうじ	小野小町 (或説)	「誰にてもなるべし」 (肖聞抄)
四四	県へ行く人	ふれず	有常
四二	色好みと知る知る (花の質)	小野小町	ふれず
二九	東宮女御	二条后	二条后 (染殿後の四十質)
二八	色好みなりける女	小野小町	「誰ともなし」
二六	わびたりける人 女	ふれず	二条后 (肖聞抄)
二五	色好みなる女	小野小町	「誰ともなし」 (肖聞抄)
二三	(女主人公)	ふれず	有常女
二二	男女、いとかしこく 思ひかはして	ふれず	「女誰ともなし。又小 町などにもや」 (肖聞抄)
一九	ごたちなりける人	紀有常女	(女房) 染殿后
一八	なま心ある女	ふれず	小野小町
五	あるじ	染殿后	染殿后
四	大后の宮	染殿后	染殿后
章段	伊勢物語本文	愚見抄	宗 祇 流

六五	(女主人公)	藤原直子	二条后
六九	斎宮なりける人の親	紀静子	染殿后
八二	「散ればこそ」の作 者	ふれず	有常
一〇七	その男のもとなりけ る人	初草の妹 (一説)	業平妹

* 「宗祇流」の項目は「肖聞抄」「宗長聞書」により、どちらか一方だけに注記がある場合は、(一)内に書名を示した。

* 「」内は、注釈書の本文をそのまま引用した場合である。

一見してわかるように、同じ段の登場人物について、あてる人名が異なる場合や、一方が人名をあてていても、他方はそれを否定したり、全く触れていない場合が多い。次に、それぞれについて、まず兼良が人名をあらわしている場合から検討することしよう。

二

はじめに、六十五段の女主人公に直子をあてることについては、この女が詠む「あまのかる藻にすむ虫の」の注において、兼良が「此歌、古今第十五、典侍藤原直子朝臣の歌也」と出典を指摘していることからわかる通り、この歌が「古今集」恋五、八〇七に藤原直子の作として収められているのを根拠に、歌の作者をそのまま物語の登場人物と考えての注である。この場合、「冷泉家流伊勢物語抄」は「直子とはわかくての御名なり。おとなしくてたか子とか(注4)」

けり。されば、高子・直子、二の名あれども、人はひとりなり」と、高子・直子同人説をとっており、「愚見抄」の書き方は、古注の影響を受けていると見るべきではなく、むしろ「古今集」によって作者を実証したと解するべきであろう。

十九段・二十五段の場合も同様である。十九段の「ごたちなりける人」に「有常女」をあてるのは、兼良が「古今第十五の巻に見えたり」と述べているように、この段の「天雲のよそにも人の」と「天雲のよそにのみして」の贈答が、「古今集」恋五、七八四・七八五において紀有常女と業平との贈答とされていることを根拠にしているのである。また、二十五段の「あはじともいはざりける女のさすがなりけるがもとに」贈った「秋の野に笹わけし朝の袖よりも」と、「色好みなる女」の「みるめなき我が身をうらと知らねばや」の贈答は、実は「古今集」恋三、六二二・六二三に、「題しらず」として偶然並んでいる業平と小町の歌であり、この段はそれを利用して作られたと考えられるのだが、「伊勢物語」のこの段を、「古今集」による物語化などとは考えずに、「古今集にみえた」るゆえに、「小町」のことだと兼良は断定しているのである。

また、六十九段の「斎宮なりける人の親」については、末尾注の「斎宮は水の尾の御時、文徳天皇の御女、惟喬のみこの妹」に素直に従って、惟喬親王や恬子内親王の母である「紀静子」のこととし

ているのであり、後述するように、問題はむしろ「染殿后」をあてる宗祇注の方にある。

次に、二十九段の「東宮の女御の御方の花の賀に、めしあづけられたりける」について、「東宮女御」を二条后とするのは、兼良・宗祇ともに一致し、「冷泉家流伊勢物語抄」「和歌歌頭集」の説とも一致するのだが、これは、七十六段、

昔、二条の後のまだ春宮の御息所と申しける時、氏神にまうで給ひけるに、近衛府にさぶらひける翁、人々の縁給はるついでに、御車より給はりて、よみて奉りける、(以下略)

や、「古今集」秋下、二九四の業平歌の詞書「二条の後の春宮の御息所と申しける時に、御屏風に龍田川に紅葉流れたるかたを書けりけるを題にてよめる」などによって、「春宮の御息所」といえば二条后であり、業平が「めしあづけられ」る「春宮の女御」とは、二条后のほかにはないととらえた上での注であろう。

このように、兼良が登場人物の名をあらわす場合は、「伊勢物語」を含め、「古今集」や国史などの信頼できる文献で確かめ得る事実を根拠にしていると主張していることを明らかにしてきたのであるが、片桐先生の先の御指摘に見られるように、この原則にあてはまらない例外も、やはり存するのである。

たとえば、二十八段の「色好みなりける女」、四十二段「色好み

と知る知る、女をあひいへりけり」の「女」、六十段「官仕へ忙しく、心もまめならざりけるほど」の「家とうじ」の場合、この二章段の女を小野小町とする根拠は全くなく、六十段の注において「小町、惟章が妻に成て宇佐へ行をいふ」とし、二十八・四十二段でも女を小町とする「冷泉家流伊勢物語抄」などの古注の影響としか言えない。六十段の場合、「愚見抄」は、「或説」として「小野小町、大江惟章が妻に成て筑紫へくだりけるが、後に尼になりてあふみの関寺のあたりにありけるを、山にいとふといへり」という説をあげ、「なを尋ぬべし」と続けていて、兼良自身不審を抱いていたことがうかがえるが、二十八・四十二段のように「色好み」とされている女については、外部資料による論証もなく小野小町と決めてかかっているのである。前述した二十五段において、「古今集」の小町歌が「色好みなりける女」の作とされていることから、今度は逆に「色好みなる女」とあればすなわち小町の事跡としてしまう鎌倉時代の古注と何ら交わる所がないのである。

「伊勢物語」の中で、相手の女のことを「色好み」とはっきり書いているのは、先にあげた二十五段と、この二十八・四十二段のほかに、三十七段の「昔、男、色好みなりける女にあへりけり」だけである。「冷泉家流伊勢物語抄」は、この段の女についても「小野小町也」としているのだが、この女が詠む「二人して結びし紐を

一人してあひ見るまではとかじとぞ思ふ」は、「万葉集」巻十二、二九二九の

二為而ふたりして 結之紐乎むすびのひもを 一為而ひとりして 吾者解不見われはとほまじ 直相及者ただあひあはは

の改作であり、それゆえ兼良もこの段については小町のこととはしていないのだろう。

また、兼良が、「愚見抄」の序文において、

或説、在中将、二条の后を、かし奉らんはかりごとに出家せしが、其後、髪を生さん為に陸奥国八十嶋にいたりて、小野小町が鬘髻の「秋風の吹につけてもあなめく」といへる声を聞付たるといふ事、江次第の第十四の巻に載侍り。匡房卿説、尤証抛とすべし。

と述べていることにも注意しておきたい。このように現代の目から見ればとても事実とは思えないような、かなり説話化された小町の話でも、「江次第」に載っているならば「証抛」として用いる兼良の姿勢が表れているからである。この三章段に小町をあてるのも、現代の我々にすれば根拠がないように見えても、兼良なりの文献的裏付けがあった可能性は十分にある。そして、その場合に、「色好みなる女」という物語の記述も、その裏付けの一つとして兼良が考えていたと見るべきであろう。

また、四段の「東の五条」の「大后の宮」、五段の「東の五条わ

たり」の「あるじ」は、五条后順子を暗示する書き方であるが、兼良・宗祇ともに染殿后明子をあてているのも、やはり「冷泉家流伊勢物語抄」の説と一致する（和歌知願集は、五条后順子とする）。しかし、四段末尾に「二条后とぞ」という本文をもつ異本（阿波国文庫旧蔵本・谷森本）が存在する事実が示すように、三段・五段・六段の二条后物語の間に位置する四段の女を二条后と考えるのは自然であり、芥川の六段の末尾注「これは、二条后の、いとこの女御の御もとに、つかうまつるやうにてる給へりけるを、形のいとめでたくおはしければ、盗みて負ひていでたりけるを」云々によれば、二条后はいとこの染殿后のもとにいたことになるから、「大后の宮」が女を「西の対」に住まわせたという四段を、これと同じ時のことと考えれば、「大后の宮」は、伯母の五条后ではなく、いとこの染殿后の方がふさわしい（ただし、これは、伯母の五条后のもとにいた時は盗み出せなかったが、いとこの染殿后の時にはじめて盗み出したとも考え得る）。さらに、六十五段末尾注の「大御息所も染殿后也。五条后とも」は、「大御息所」を「五条后」とする別の伝承もあると言っているのだが、「染殿后」の別名が「五条后」であると言っているのだと誤解して、それを根拠に、四段の「大后の宮」や五段の「あるじ」について、五条后すなわち染殿后としているのである。

同様に、百七段の場合も、主人公が恋歌を代詠する「その男のも

となりける人」について、兼良が「業平の中將のもと女也。初草の妹といふ説もあり」と、一説として掲げる説は、四十九段で主人公に懸想されて「初草のなごめづらしき」と詠む業平の妹とこの段の女を同一人物と考えて「初草の女也」と注する「冷泉家伊勢物語抄」以来の説である。

これらは、物語のすべての記述を同次元・等価値にとらえて、そのすべてを矛盾なく説明しようとする古注独自の発想が生み出したものであったが、^{（注6）}先に述べたように、兼良は、この物語を信頼するに足る資料として、事実を考証していく上での基本に据えていたと考えられ、その意味では、物語全体に記載されている事柄を組み立てていくことによって得られるこの考え方は、一つには古注の影響であり、また一つにはこの物語の記述を事実として信頼するに足ると考えるゆえの読解であるとも言えよう。

三

以上のように、一条兼良の「愚見抄」が人名をあらわす根拠は、原則として、この物語を含めた信頼できる文献によって確かめ得る事実であり、例外的に古注によって名をあらわす場合は、六十・百七段のように一説として掲げるものが多く、断定的に述べるのは、おもに小町に関するものや、「五条后」イコール「染殿后」とする

「理解に基づいたものに限られていることがわかるが、これに対して宗祇の注釈においては、先に掲げた表にも示されているように、人名をあらわす場合が兼良よりもはるかに多い。しかも、その場合に、兼良のように文献に基づいて人名をあらわすのではなく、すべて古注の説によっていることは注目すべきである。

たとえば、四十四段の「あがたへ行く人」や八十二段の「又、人の歌、ちればこそいとと桜は」の作者を冷泉家流古注に従って有常としたり（知顯集は四十四段を有常女とし、八十二段はふれない）、二十一段の「いささかなる事につけて、出て」いく女について、「誰ともなし」としながらも冷泉家流古注の小町説（知顯集は有常女をあづけているのである。

また、二十六段の「五条わたりなりける女を、え得ずなりにけることとわびたりける、人の返りごと」の一文は、現在の注釈においても解釈の分かれるところであるが、宗祇は、「五条わたりなりける女」とは二条後のこととし、その女を「え得ずな」ったと「わびたりける人」と解釈して、「わびたりける人」に染殿后をあて、「業平二条后に思ひある事を、染殿后あはれみ、佗給ひし也」（自聞抄）と述べている。確かに、この段は、四段の「東の五条に、大后の宮おはしましける、西の対に、すむ人ありけり」、五段の「東の五条わたりに、いとしのびていきけり」などという記述を持つ二条后

物語を前提に成立していると考えられ、また前述のごとく「五条の大后宮」を、六段の「いとこの女御」染殿后の別名なりとする説が一般的だったわけだが、それをうけて、「わびたりける人」を染殿后としているのである。この説は、「冷泉家流伊勢物語抄」（書陵部本）には見えないが、同種のものである慶応本「伊勢物語註」にあつて、やはり冷泉家流古注以来の説であることが知られる。

次に、前述した百七段の「その男のもとなりける人」を業平の妹とする古注の説について、兼良が一説としてあげていることは先に述べたが、宗祇は、「業平のいもうと也。初草の歌よみし女也」（肖聞抄）と断じ、あわせて、「業平いもうとのことをねんごろに思ふ由見えたり。初草の段の心、爰にて見侍べし」（同）と述べている。これは、四十九段における、妹に対する業平の懸想であるという説を否定して、妹を憐愍したと解釈する説の根拠とするための発言であるが、四十九段と同一次元の世界としてとらえる古注の読み方に従ってこの段の女を妹のこととしてしまえばかりではなく、根拠のないその理解を、今度は四十九段の解釈にまで及ぼすという、ある意味で古注に非常に似通った注釈方法を宗祇が用いていたことを示しているのである。

もっとも、宗祇は、兼良が外部資料による論証もなく小町をあてている二十八・四十二・六十段の場合には、前掲の表に示したよう

に、「誰ともなし」「誰にてもなるべし」と誰とも名を表すべきでないことを主張するか、小町説に全く触れないかであり、初段の春日の里の「女はらから」についての注、

此兄弟の女、誰ともなし。此物語のうへに名のあらはれたるはいふにおよばず。名をあらはさざるをば、誰ともなくて置べし。当流の義也。和哥の読人不知のごとし。一禪御説同之。古注には、有常が女姉妹と云々。(肖聞抄)

がいうように、古注否定の姿勢が基盤にあることは事実である。しかし、兼良が文献によって確認できる事実を根拠に人名をあらわしているのを知りながら、あえてそれによらずに別の説を主張する場合に、宗祇の独自の考え方が表れている。

たとえば、六十五段の女主人公について、「染殿の後のいとこ」というこの段の設定によって、二条後のこととし、「古今集」を根拠に、物語に全く登場しない藤原直子をあてる兼良の説を、「伊勢物語」の世界を壊すものとしてははじめから無視するのをはじめ、先に触れた六十九段の「斎宮なりける人の親」について、宗祇は、「一禪御説には、親とは惟喬のみこの母静子の事也云々。惟喬と斎宮恬子と一腹なれば也」(肖聞抄)と、兼良の説をあげながら、「しかれども染殿后が可然歟。斎宮の御ためには継母なれども、染殿に業平家礼なれば、只御詞を加らるべきにやと云々」(同)と述べている。

これは冷泉家流古注の説なのだが、宗祇は、実母は静子である事実を承知しながら、この場合の「おや」は継母の染殿后と考えるべきだ、というのである。

また、兼良が「古今集」に従って小町とする二十五段の場合も、「古今には、此哥小町と有り」(肖聞抄)とそれを指摘しながらも、しかしこの段においては名をあてるべきではないことを主張し、十八段の「なま心ある女」については、これとは逆に、「此段誰とも見えざれども、業平のかたへ歌を送などしたる事、業平好色の名誉なれば、小町と名をあらはず也と云々」(同)と述べて、業平の「好色の名誉」のために、古注に従って名をあらわして読むべしと主張する。また、十九段の「ごたちなりける人」についても、この女が詠む「天雲のよそにも人の」の歌が「古今集」には紀有常女の作であることを認めながら、「ごたちは染殿の後の女どもの中にてもや侍らん」(同)と述べて、この段においては有常女と名をあらわすべきでないことを注しているが、二十三段の女主人公である幼なじみの女について、「貞女の名誉をしらす故」に、古注に従って有常女と名をあてて読むべしとするなどの独特の理解を示しているのである。

しかし、宗祇がこのような解釈を示すのには、それなりの理由があった。染殿后をあてる場合を例に、それを明らかにしたい。

五段で、通ひ路を番人が守るようになって女のもとに通えなくなつた主人公が「人知れぬ我が通ひ路の関守は宵々ごとにもうちも寝なむ」と詠むと、「いといたう心やみけり。あるじ許してけり」と物語られる。現代では、一般に、「いといたう心や」んだのは女の方で、それによって主人も通うのを許したと解釈しているが、宗祇は、「心やみけり」を注して、「染殿后、心にすこし業平をいたはり憐愍し給ふやうなる心也」(肖聞抄)と言ひ、「ゆるしてけり」について、「寛宥の義也。恋路のわりなき事を不便がりおもひ給へるさま也。あはせぬ事をゆるしすにあらず」(宗長聞書)と述べている。

これは「冷泉家流伊勢物語抄」に、心やみけりとは「心のやすむ」意、ゆるすとは「一夜をゆるし逢給ふ」意であると述べた後、「又或説云」として「心やみけりとは憐愍の心なり。ゆるしけりとは寛宥の心也」とある説と一致し、宗祇はその一説をとっているわけだが、このようなやさしい染殿后であるから、業平が伊勢に狩の使として行った時には、「常の使よりは、この人よくいたはれ」とわざわざ齋宮に言ったり(六十九段)、二条后と結ばれなかつたことを嘆く業平を憐愍した(二十六段)と考えるのはごく自然な享受のあり方であつたと言えるのである。

この点に関して注意されるのは、何度か触れた十九段の「昔、宮仕へしける女の方に、ごたちなりける人をあひ知りたりける」と

ある「宮仕へしける女」について、「肖聞抄」に、「染殿の御方などにや。業平は忠仁公に家来也云々。されば染殿后などへも通ずべし」とあり、また、二十九段の「東宮の女御の御方の花の賀」について、「一禪御説」として「染殿后の四十賀をいとこの女御のし給ふなるべし。いとこの女御とは二条后也」との説を出し、「めしあづけられたりけるに」を注して、「業平奉行などにて申沙汰しけるにや。業平は忠仁公・染殿などへ家来なりと云々」と述べるなど、業平が染殿后に仕えていたとしばしば注記していることである(なお、この「一禪御説」は「愚見抄」には見えず、兼良の説かどうか確かめ得ていない。今後の調査を約しておきたい)。

これは、九十八段に「おほきおほいまうちぎみ」すなわち忠仁公に「つかうまつる男」として主人公業平が登場することにより、「業平は忠仁公の家礼也」(宗長聞書)とし、また、前述の七十六段により二条后に仕えていたことがわかるので、良房に仕えるのだからその娘の染殿后にも、また二条后にも仕えていたのだと考え、それをすべての章段の解釈に及ぼして、業平が宮仕へしける女として知りあう十九段の「ごたち」が仕えている「宮仕へしける女」を染殿后とし、業平が「東宮の女御」すなわち二条后の「御方」の「花の賀」に「めしあづけられ」るこの二十九段を、染殿后の四十賀として

十九・二十九段の場合、「冷泉家流伊勢物語抄」にも見える説であるが、宗祇はそこから、業平の主人であり、業平の恋愛に伴う苦しみを憐愍してくれる、よき理解者、という染殿後のイメージを抽出し、そのイメージで注釈していることがわかる。このイメージは、たとえば、六十五段で「大御息所」が女主人公を「威にこめて、しをり給ふ」とあるのを、そのようなやさしい后であれば、折檻なさるようなことはあるはずがないと考えるゆえに「いさめ給ふ」(宗長聞書)という解釈を示す場合のように、何げないところにも表れているのである。

また、宗祇は、主人公や、「伊勢斎宮」「賀陽親王」などの登場人物を好色ではないと主張しており、それは、先に触れた二十三段の女を「貞女」として業平の正妻と考えられていた紀有常女のイメージと重ねることと深く関わっていることは前稿で述べたが、小野小町に関しては、これとは逆に、「色好み」な女としてとらえられる。主人公業平の好色についてはできる限り否定しようとするにもかかわらず、前述した十八段の「なま心ある女」に根拠もなく小町をあて、「好色の名書」のために名をあらわすと述べるのはそのためである。

以上述べたように、兼良は、文献によって確かめ得る事実を重視して注釈しており、その結果のひとつとして古注否定の姿勢が表れ

ていると考えられるのに対して、宗祇は、その事実を認めながらもあえて古注に従う場合があった。宗祇が古注に従って名をあらわす人物は、紀有常・有常女・小町・染殿后などであり、それらの人々は、宗祇が実在の業平と交渉があったと考えている人々なのであるが、登場人物の性格に注目して、たとえば染殿后は業平を憐愍する人、紀有常女は貞女、小町は色好み、というように、宗祇流の人物像を作りあげ、それによって人名をあらわしているのである。宗祇が、十九段の「ごたち」について、有常女という「古今集」の作者名表記にも冷泉家流古注にも従わずに、有常女の名をあらわすべきではないと注しているのは、「又、男ある人」と語られるこの十九段の女が、古注以来有常女の事蹟として名高い二十三段の女の貞女のイメージからはずれるためであるが、これは、古注に従いながらも宗祇なりの選択を行っていたこと、その基準は、兼良のように文献による事実ではなく、宗祇が持っているその人物のイメージを基準にしていることを示す好例というべきであろう。

宗祇と古注との関わりを考える場合、「伊勢物語抄道談称聴」(宮内庁書陵部本による)に

東常縁ハ、サシタル人ニテモナキ人ニハ以古注よむ。よき門弟ニハ本式ニヨムト云々。

とあり、陽明文庫所蔵の「伊語聴説」に

祇なども古注を専によまれし也。

とあるように、東常縁や宗祇が初心者に対しては古注を用いて注釈したと伝えられていることも忘れてはならないだろう。しかし、今までの考察で宗祇の説を代表させてきたのは、「肖聞抄」や「宗長聞書」などの、いわゆる「当流」の注釈書であり、このような「当流」の注釈においても、物語のすべての章段を同次元・等価値に見る古注のものの考え方、とらえ方を前提にしているのは注目すべきであろう。

四

このような、古注に対する兼良と宗祇の態度の相違は、そのまま注釈の根本姿勢の相違でもある。

今までにあげた例にも示されている通り、兼良の注釈は、きわめて実証的な点に特色がある。物語に実名で登場する人物について、たとえば、三段の「二条の後のまだみかどにも仕うまつり給はで、ただ人にておはしましける時のことなり」の注において、

二条后、名は高子。中納言藤原長良卿の中女也。貞観八年十二月女御に立給ふ。廿六のとしの事也。同十年十二月に陽成天皇をうみ給へり。天皇位につき給ひて後、元慶元年正月に中宮と申。かくて延喜十年三月に薨じ給ふ。六十九歳也。たゞ人にて

おはしますとは、貞観八年よりさきの事をいへり。

と、「三代実録」や定家の「伊勢物語」勅物などに見える二条后の略歴を掲げた上で、「ただ人」であった時期を「貞観八年よりさき」と考証する態度や、物語の和歌を注する場合に、出典のわかるものについては、まずそれを掲げた上で注釈していく態度は、その実証主義の表れと言えよう。

ちなみに、宗祇は、この三段の場合、二条后の略歴を掲げることはず、¹「伊勢が書る詞なるべし。業平の所行をたすけて、たゞ人にての事と書ると云々。又女御以前の事にもや侍らん」(肖聞抄)と述べており、「女御以前の事」とする考え方をあげているものの、この書き方から見ると、「業平の所行をたすけ」た、つまり、事実でなくとも構わないのだとする考え方を、より評価していると思われるのである。

また、兼良が和歌の典故を掲げている時に、宗祇は全くそれに触れない場合も少なくない。たとえば、百十二段「須磨のあまの塩焼くけぶり風をいたみおもはぬ方にたなびきにけり」について、「愚見抄」の

古今集第十四に、よみ人しらすの歌也。又、古注のたとへ歌にかきたり。歌の心は詞にきこゆ。

と、「肖聞抄」の

心は、こと人になびくを、塩焼煙にたとへいへる也。此哥又余情ふかくやさしき哥也。詞づかひなどよく思ふべしとぞ。

を比べてみると、まず出典を明らかにすることに専心して注釈する兼良と、出典よりも歌の心に着目して、いかに読むべきかを注釈する宗祇の姿勢がよく表れている。

また、東下り章段のひとつ、十一段の主人公の歌、

忘るなよほどは雲るになりぬとも空行く月のめぐりあふまで

は、「拾遺集」雑上、四七〇に、橘忠基の歌として載せられている。伊勢物語を業平の実伝にとらえ、勅撰集の記載をそのまま事実と信じていた当時の人々にとっては、不審の対象であったが、兼良の「愚見抄」は、

此歌、拾遺集の第八にあり。橘のたゞもとが人のむすめに忍て物いひ侍りける比、とほき所にまかり侍とて、此女のもとにいひつかはしける、とあり。作者相違せり。

と述べて、作者相違の事実を指摘するにとどまっているのに対して、宗祇は、次のように述べている。

此歌、拾遺には橘の忠もとが歌と見えたり。かやうの事、此物語におほし。此物語にては、業平の歌と心うべし。(宵聞抄) 事實は事実として、この物語においては、主人公の業平の作と思つて読むべきだといふのである。

以上のように、兼良は、出典すなわち歴史的事実を掲げて、物語本文との相違を明らかにし、事実がどうであつたかを考証する実証主義的姿勢であるのに対し、宗祇は、歴史的事実よりもむしろ、いかに読むべきか、いかに物語化されていると見るべきかを重視して注釈する、実証よりも鑑賞を重んじる姿勢であることがわかるのである。

このような両者の注釈姿勢の相違は、また、その根本にある伊勢物語編の相違にかかわるものである。

兼良の実証主義は、本稿冒頭に掲げた「愚見抄」の序文において、古注を厳しく排撃する点にも表れているが、それは、事実を知らない者が実名をあてて読むことによつて、これらをも歴史的事実と思ひ込んでしまうことをおそれての警告とみるべきであろう。

ということとは、逆に言えば、兼良が「伊勢物語」を業平の実伝に準ずるものと考えていたことになる。

実際、兼良は、二段の「奈良の京は離れ、この京は人の家まだ定まらざりける頃」という業平の活躍した時代よりも五十年ほども前の平安遷都まもない頃、という時代設定について、

たとひ、中将はたちばかりの時なりとも、僅に五十余年ばかりの時なるべし。都といふばかりにて、人の家居など、いまださだまらん事うたがふべきにあらず。

と述べて、無理に業平の時代のこととして説明しようとしたり、六段で「えうまじかりける」女をぬすんだ主人公が、「あばらなるくら」に女を入れて「弓やなぐひを負ひて」戸口にいたという、少し大げさな設定についても、

業平は中将の官なれば、ゆみやなぐひおふといふ、相違なし。

其上、雷鳴陣には、中少将弓箭を帯して内裏に伺候す。かみさへいみじうなるとあれば、弓箭おへる事は実事也。

と、「実事也」と言い切っているように、「伊勢物語」に書かれていることは、なるべく事実として見たいという姿勢を一貫して持っていたのである。

もっとも、兼良にしても、たとえば六十五段で密通が露見して「流しつかは」された主人公が「人の国より夜ごとに来」たという設定について、「誠にながされたらば、たやすくその国をはなるべからず。これにてつくり事とはしるべし」と指摘するなど、物語のすべてが業平の実伝であると考えていたわけではない。しかし、それは業平の実伝とは思えない極端な場合に限られており、物語が虚構であることは認めるものの、その虚構化の度合いは、きわめて小さいと考えていたと見られるのである。

それに対して、宗祇の場合は、全く異なった態度を示す。この六十五段の場合について言えば、

是又作物語のさま也。当流の儀は、左遷の事定めらるといへども、いまだ都にありし時の事也。左遷の所さだまるによりて人の国とは云也。古注の儀不可然。
(肖聞抄)

作り事ととらえるのは兼良と同様であるが、「古注の儀」である「東山にをしこむる」(冷泉家流伊勢物語抄)という説を修正して、実は都にいたのだが左遷が決定していたために「ながしつかはす」といったのだと主張していて、兼良の言う「つくり事」とは次元が異なり、事実を事実のままに書くのではなく、事実を基盤にしながら比喩的に語るといふ古注の「伊勢物語」理解の延長線上にひとつの新たな物語世界を構築しようとしていることが知られるのである。

さて、このように見てくるとき、注目されるのは、先に触れた六段についての注である。

心のたけき体をいへりと云々。下の心也。一禪御注に、此時業平近衛司なればと云々。此夜可負弓矢事如何。只作り事なれば、かく書るなるべし。
(肖聞抄)

「下の心」という語は、「古今集」注釈では、主として、裏に教訓的な注を含ませて解釈する場合に、宗祇流の注釈に頻繁に使用される重要な語であるが、「伊勢物語」注釈においては、教訓的なものに限らず、裏に別の意味を含ませて注釈する場合に散見される。「心のたけき体」とは、「冷泉家流伊勢物語抄」に、「是、実に弓やなぐ

ひををひたるに非ず。心の武くて后をぬすめば、心に弓矢をおひて有がごとしといふ也」とあるような、実際に弓矢を背負っていたのではなく、業平の勇壮な心の状態の比喩であるとする古注の説をさしているが、宗祇は、「下の心」としてその比喩的解釈を受け入れ、むしろ「実事也」とする兼良の方に攻撃の矢を向けているのである。ちなみに、「宗長聞書」では、「当流には、たゞ其時のたけき心を弓やなぐいといへり」とあって、この「下の心」が、そのまま「当流」の説として主張されていることも、あわせて注目すべきであらう。

この物語が在原業平らしき人物を主人公とし、実在の業平の伝と無関係ではあり得ない以上、和歌の実作者を探り、史実性を考証する兼良の実証主義的方法は、注釈の第一段階として、まず必要とされる態度であらう。しかし、兼良の実証主義は、たとえば、六十五段の女主人公を、「古今集」によって藤原直子とし、物語に全く登場しなかった直子をあてることに何の不審も抱かない、というように、物語には物語の世界があることをまったく考えないところに限界があった。結局は、業平の実伝か否かという点にしか集約できないという最大の弱点を持っていたのである。

兼良がこのような実証主義的立場から古注を真っ向から攻撃し、

全面的に否定しているのに対して、宗祇は、具体的な点においては古注を否定しているものの、全体としては、物語全体を事実をふまえた比喩として把握する古注の方法を継承していたと言える。しかしこのような古注のとらえ方は、二条后を兄の基経・国経が参内の途中で取りかえたという事実を、物語では「鬼一口に食いてけり」と言ったのだと末尾注がつけられているように(六段)、事実を事実のままに描くのではなく仮の姿で表すという物語自体の虚構のあり方そのものである。

「此物語は、いかにも幽玄によみなすべき事とぞ」(宵聞抄九十六段と宗祇はいう。この「幽玄によみなす」という宗祇の方法は、古注の方法を受け継ぐものであるとともに、このような物語の虚構の方法をよく把握したものであったとも言える。そして、物語の世界に理想を求め、教訓として受け取るうとする宗祇の方法、「古今集」の恋歌や雑歌の一首一首にも「下の心」として教訓的な儒教道徳を求めようとする宗祇の方法は、兼良の実証主義的方法とは、やはり相容れなかったことなのである。

古注の方法を荒唐無稽なものとして否定する兼良の方法は、確かに新しい注釈史のはじまりであり、これをもって古注時代の終焉、旧注時代の始発とする大津有一博士の時代区分は確かに正しい。しかし、それ以後、契沖の出現まで、兼良説は、権威づけのために利

用されることはあっても、その実証の姿勢は継承され発展させられることはなかったのである。契沖以降の業績や近代の文献学的研究成果を前提に見れば、兼良の「伊勢物語愚見抄」は、伊勢物語注釈史の大きな転換期をもたらしたものと言えようが、室町時代を通じて依然力を持ち続けていた古注と勢力を二分していたのが、実は宗祇から三条西家へと伝わった読み方であったことを思うと、兼良の学問は「伊勢物語」注釈史においては孤高であったという評価しかなし得ないのである。

兼良・宗祇を一括して旧注の時代と称するには、以上のような注記が加えられなければならないというのが本稿の主旨であり、「序説」と題した所以でもあった。

- (注1) 「伊勢物語愚見抄」の引用は、片桐洋一先生『伊勢物語の研究〔資料篇〕』（昭和四四年、明治書院刊）所収の京都大学国語学国文学研究室本による。
- (注2) 片桐洋一先生『伊勢物語の研究〔研究篇〕』五三一頁参照。
- (注3) 以下に引用する「伊勢物語首聞抄」「伊勢物語宗長聞書」は、それぞれ、同じく片桐洋一先生『伊勢物語の研究〔資料篇〕』所収の片桐洋一先生本（文明十二年本）、京都大学国語学国文学研究室本による。
- (注4) 「冷泉家流伊勢物語抄」とは、同趣の注の総称であるが、本稿では「伊勢物語の研究〔資料篇〕」に翻刻された宮内庁書陵部本「伊

勢物語抄」によって代表させた。

- (注5) この部分は「伊勢物語の研究〔資料篇〕」に京都大学付属図書館谷村文庫本によって補訂されている部分であり、翻刻の底本である京都大学国語学国文学研究室本にはない。また、田中宗作氏「伊勢物語研究史の研究」（昭和四〇年、桜楓社刊）に翻刻された初稿本の系統にも、この部分は見えない。なお、この説は、「江家次第」第十四、即位、「后宮出車事」の項に「或云」として掲げられている内容にはば一致する。

- (注6) 片桐洋一先生「伊勢物語古注の世界構造」（論集日本文学・日本語2・中古）昭和五二年、角川書店刊、「虚構の実伝と物語——伊勢物語古注の世界構造（続）」（香椎瀧）第二十七号、昭和五七年三月）等参照。

- (注7) 慶応義塾大学国文学研究会編、国文学論叢第三輯「平安文学研究」と資料——源氏物語を中心に——（昭和三四年、至文堂刊）所収「定家流伊勢物語註」に翻刻されている。